

# 推計等の想定条件について

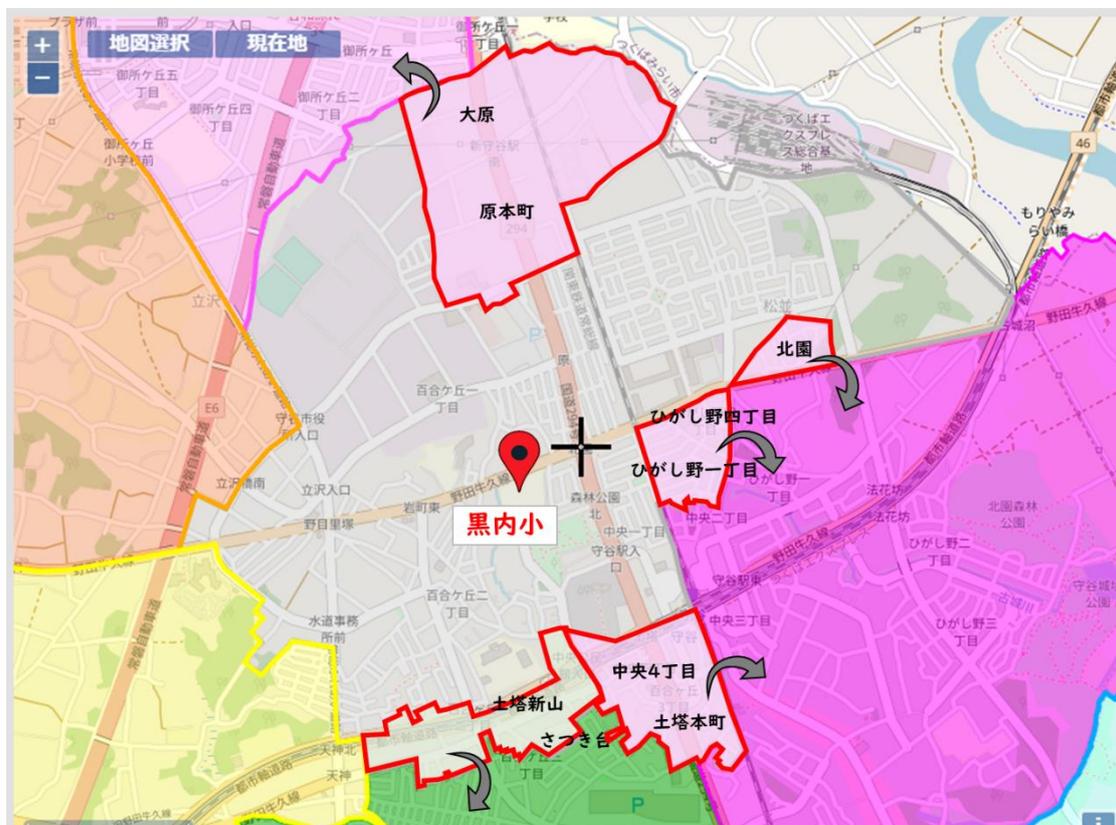
## ○ 対策(1) (徒歩圏) 通学区域変更案について

### (1) 対象区域の考え方

#### 対策(1)・①

- ・ 中学校への距離、児童数規模、面積バランス、字との一体性、学区境の分かりやすさ、学区の混在の解消、中長期的な児童数のバランスなどを考慮した前回審議会提案地区について、アンケート結果において、許容できる通学距離として最多であった「2 km」圏内にある地区に当てはまるかを検証

→ 全地区該当

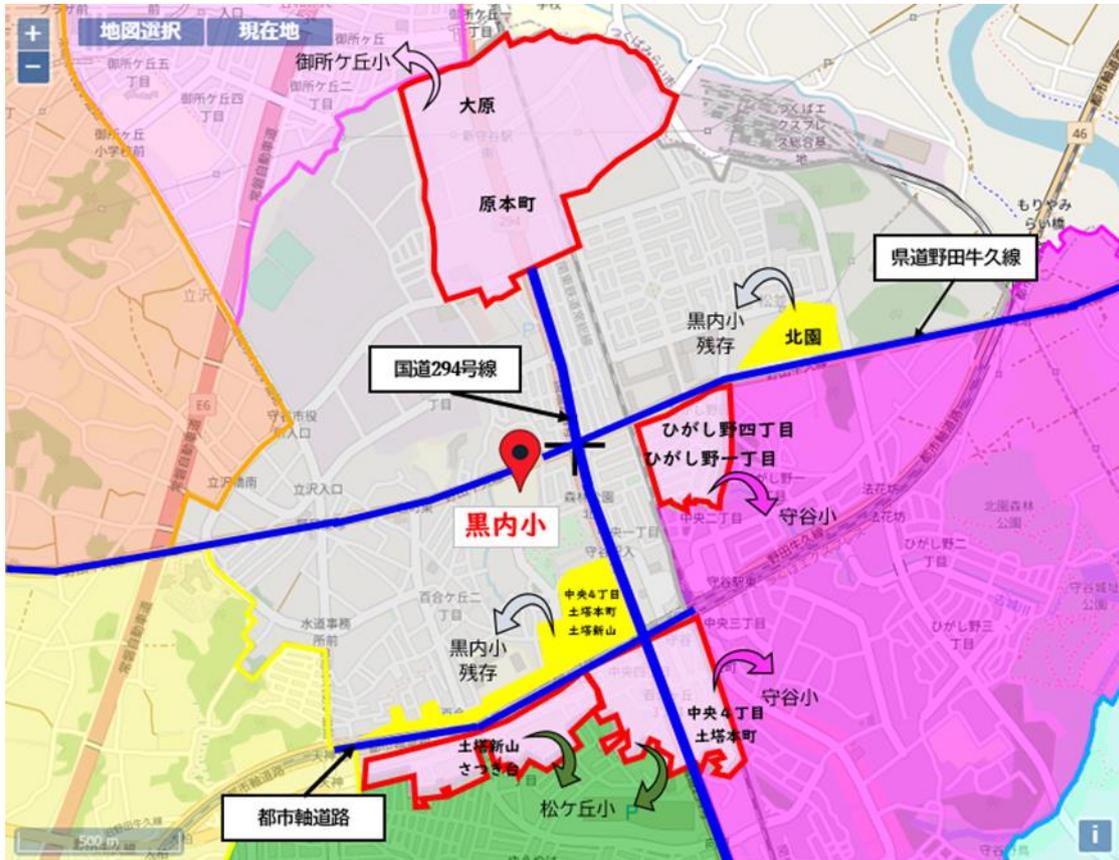


	対象区域	変更後
(1) ①	大原・原本町	御所ヶ丘小
	さつき台・土塔新山	松ヶ丘小
	土塔本町・中央四丁目・ひがし野一丁目・ひがし野四丁目	守谷小
	中央二丁目一部 (レクセル守谷)・北園一部 (野田牛久線から北側)	

対策(1)・②

- ・アンケート結果において、学区設定の際に重視すべき項目として「通学時の安全性」が最上位、「自治会・町内会の一体性」が最下位であったことから、字との一体性を考慮せず、登下校の安全性確保のため幹線道路等で区切る

→ 分断が生じる対象区域：土塔本町、土塔新山、中央 4 丁目



	対象区域	変更後
(1) ②	大原・原本町	御所ヶ丘小
	さつき台	松ヶ丘小
	土塔新山一部（都市軸道路から南側）	
	中央四丁目一部（都市軸道路南側かつ国道 294 号線西側）	守谷小
	ひがし野一丁目・ひがし野四丁目	
	中央二丁目一部（レクセル守谷）	
	土塔本町一部（都市軸道路南側かつ国道 294 号線東側）	
中央四丁目一部（都市軸道路南側かつ国道 294 号線東側）		

※上記以外の土塔新山・土塔本町・中央四丁目及び北園は黒内小学校に残存

## ○ 対策(2) スクールバスによる移動案について

### (1) 対象区域の考え方

- ・ 黒内小学校隣接校で受入可能な学校から、時速 40 kmで 5 分圏内の地域を確定
- ・ 上記地域のうち、一定数の児童が集中しており、通学時の課題となっている北園交差点の混雑緩和に結び付くことから、松並青葉地区を選定
- ・ 1～4 丁目全地区を対象とすると黒内小学校児童数が半減し、施設規模から算出される適正規模以下となることから、松並青葉地区を児童数を基に細分化
  - 松並青葉 1 丁目、松並青葉 2 丁目、松並青葉 1・2 丁目、松並青葉 3・4 丁目、松並青葉 2・3 丁目、レーベン守谷、松並青葉 3 丁目+レーベン守谷、松並青葉 4 丁目+レーベン守谷



### (2) 対策実施期間の考え方

- ・ バスによる移動は、第一次答申の適用期間と合わせ、黒内小学校児童数が 800 人台となったときに継続是非を検討する

### (3) 受入校の考え方

- ・ 受入校は、「今後の使用が想定されない空き教室を複数保有」、「毎日の大型バス発着が可能」、「黒内小学校区から移動しやすい道路にある」、「教育上のメリットを提供できる可能性がある」、の 4 条件で選定

→ 御所ヶ丘小学校、郷州小学校

### (4) スクールバスの考え方

- ・ 朝夕の渋滞時間帯でも、時速 20 kmで 10～20 分程度で到着できるルート
- ・ 児童は車内で全員着席とする
- ・ 松並青葉⇔学校間は、バス 1 台につき大人 1～2 名が同行する
- ・ 登校時は 1 便、下校時は状況に応じた便数 (2～3 便) を運行する
- ・ 開門時間後から朝の会までに着席ができるように到着する

## ○通学区域変更及びバス移動による移動児童数推計について

### (1) 移動対象パターンの考え方

- ・在学児童の心身負担を考慮し、対象区域の新入生からの変更とする。ただし、他学年でも学校変更希望があれば、これを認める。
- ・黒内小学校対策として効果が出るよう、対象区域の全児童を対象とする。ただし、在学中またはきょうだい在校を理由に、変更前学校（黒内小学校）への就学希望が出された場合は、継続通学を認める。

### (2) 推計の考え方

- ・令和 7～11 年度については、令和 5 年 10 月末時点で該当地区に住民登録されている 0 歳から小学校 6 年生までの児童数実数を基に推計する。
- ・きょうだい在校の場合は、継続通学を希望する可能性が高いことから、移動値最小を「在校きょうだいのいる児童は移動しないと想定した数値」、移動値最大を「きょうだい有無に関わらず全員が移動すると想定した数値」とする。
- ・通学区域変更等の効果を最小で見積もるため、今回資料は、最小移動値「在校きょうだいのいる児童は移動しないと想定した数値」で検証する。
- ・在校きょうだいがいる児童とは、各年度で学齢期にある児童が、同年度に黒内小在校の学齢期きょうだいがいる場合を指す。

例) 令和 7 年度入学児童：同年度に黒内小 2～6 年生になる兄弟がいる

→ きょうだいあり

令和 7 年度 3 年生児童：同年度に黒内小 1～6 年生になるきょうだいがいる

→ きょうだいあり

令和 7 年度入学児童：同年度に中 1 になる兄弟（前年度は黒内小 6 年）がいる

→ きょうだいなし

- ・令和 5 年度 10 月時点で、黒内小学校に在籍している児童をきょうだいに持つ未就学児は、黒内小学校に進学すると想定する。